モスレム國家マラッカの成立

和田久德

一

十五、六世紀に東南アジアのイスラム化が急速に展開した事情については、マラッカ國のイスラム教受容が直接の推進力となったとされ、モスレム國家マラッカの出現は東南アジア史の上で重要な出來事である。[1] しかるに、マラッカ國がモスレム國家として成立した時期、その意義などについては、これまで明確に檢討されたとは云い難く、マラッカ國君主の改宗について誤った解釋が通說となっているような研究の現狀である。[2] 本論文では、モスレム國家マラッカの成立に關する諸問題について考えて見たい。

二

マラッカ國のイスラム教受容に關して、現存する確實な證據としては、同國の君主などの墓碑がある。その中で最も早期のものはマンスール＝シャー（一四五六／五九―一四七七）[3] の墓碑で、一九一八年頃にマラッカ市で發見され、現在はクアラ＝ルンプルの國立博物館に陳列されている。[4] その碑銘の解讀によると

故 Muzaffar Shah の息子であり、公正なるスルタンにして豪放なる君主であった Sultan Mansur Shah の墓。

と記されている。[5] マンスール＝シャーの次の君主アラーウッディーン（一四七七―一四八〇頃）の墓石はジョホール州ムアル地區で發見されている。その碑銘は

Sultan Muzffar Shah の息子である Sultan Mansur Shah の息子であり、輝かしく、至福を受け、心の清き Sultan 'Ala'u'd-din の墓。

と解讀されている。[6]

これらスルタンの墓石のほかに、王族のものも發見されて居り、同州 Sayong Pinang にあった墓石の一には

Sultan Muzaffar Shah の息子である Sultan Mansur Shah の息子、故 Sulaiman Shah の墓。

と刻され、マンスール＝シャーの王子のものである。[7] これらは、碑面にアラビア文字でコーランの章句などを刻している墓石の型、刻された人名・稱號などからも、イスラム教徒の墓であることは明瞭である。そしてこれらの墓碑によって、スルタン＝ムザッファル＝シャー（一四四五―一四五六／五九）の次がその子のスルタン＝マンスール＝シャーであり、更にその次がその子のスルタン＝アラーウッディーンであること、すなわち、ムザッファル＝シャー以後の歷代君主がスルタンの稱號をとるモスレム君主であったことが確實である。

墓碑とならんで確實性の高い史料としては、マラッカ國の君主が發行した貨幣がある。マラッカ國の鑄貨としては、マラッカ河河口で一九〇〇年と一九〇四年に發見され、シンガポールの國立博物館に收藏されたものが報告されている。[8] それらは全部イスラム風の型の錫貨で、表側の銘文で解讀されたものは、Muzaffar Shah Al-Sultan; Mansur Shah bin Muzaffar Shah Al-Sultan; Al Sultan Mahmud (?Shah); Ahmad bin Mahmud Shah である。すなわち、ムザッファル＝シャー以後マフムード＝シャー（一四八〇頃―一五一一）に至る歷代君主の名とスルタンの稱號、ならびにマフムード＝シャーの子アフマッドの名が認められる。これらの貨幣の刻文からも、ムザッファル＝シャー以後がスルタンの稱號を採るモスレム君主の時代であったことがわかる。なお、鑄貨の銘文にアラーウッディーンの名だけが見えないが、同王の在任期間は短

かったので、[9] その間に貨幣鑄造がなされなかったか、あるいは、鑄造しても少量であったために發見されないものと考えられる。

一方、中國史料である『明實錄』には滿剌加（マラッカ）國の朝貢記事が散見するから、マラッカ國君主の公式稱號を知りうる理である。同書の景泰六年（一四五五）五月己未の條に、滿剌加國王速魯檀無苔（ママ）佛哪沙が遣使來朝した記事がある。ついで、天順三年（一四五九）六月戊午の條に滿剌加國王子蘇丹芒速沙が遣使來朝した記事があり、同年八月丙寅の條に、明朝から使者を派遣して、死去した國王速魯檀無苔佛哪沙を諭祭し、王子蘇丹芒速沙を滿剌加國王に封じようとしたことが見える。さらに、成化十一年（一四七五）五月甲寅の條に、滿剌加國王蘇丹芒速沙の遣使來朝の記事がある。[10] これらの記事で、「速魯檀無苔佛哪沙」は Sultan Muzaffar Shah の漢字表記であり、「蘇丹芒（芒）速沙」が Sultan Mansur Shah の漢字表記であることは明らかなことである。[11] つぎに、『明實錄』正德十六年（一五二一）七月己卯の條に

正德間、海夷佛朗機逐滿剌加國王蘇端媽末、而據其地。

と、これより十年前、佛朗機（ポルトガル）が滿剌加を占領した時のマラッカ國王を「蘇端媽末」と記している。これは Sultan Mahmud の漢字表記で、マフムード＝シャーのことである。[12] なお、アラーウッディーンの名は明側に傳わらなかったらしく、『明實錄』その他の史籍に記載がない。[13]

『明實錄』にはマラッカ國の初代君主からの朝貢記事があり、歷代君主の名を漢字表記しているが、[14] 宗主國の明朝に對する公式通交の場合に、ムザッファル＝シャー以後の各君主がスルタンの稱號を用いたことが前述で明らかである。これに對して、ムザッファル＝シャーより前の君主には、いずれもスルタンに相當する漢字が用いられていないので、スルタンの稱號をとっていなかったと考えてよい。

また、ポルトカル史料であるトメ＝ピレスの『東方諸國記』を見ると、[15] ムザッファル＝シャーについて、すぐれた君主であったこと、領土を擴大したこと、パハンその他を服屬し彼の姉妹などと婚姻關係を結ばせてイスラム教に改宗させた

ことなどを述べた後、

彼は自ら çoltan（スルタン）と稱していたが、この土地では、どの領主もラジャと稱し、ただパセー、マラカ、ベンガラだけが çoltan と稱している。

と、ムザッファル＝シャーがスルタンの稱號をとったことを明記している（生田、四〇五頁）。そして、同書の前後の記述と併せ見ると、ムザッファル＝シャーが初めてスルタンと稱し、十六世紀初めまでのマラッカ國君主も同じ稱號をとったことを意味するようである。

このように、中國・ポルトガルの史料からも、ムザッファル＝シャー以後がスルタンを稱するモスレム君主であったことが確かめられ、マラッカ國の墓碑・鑄貨の銘文から知られる結果と一致するのである。

三

ムザッファル＝シャー以後はスルタンであったことは確實であるが、同王以前のマラッカ國においてイスラム教が受容されたであろうか。マラッカ國のイスラム化については、現地史料である『スジャラ＝ムラユ』とポルトガル史料である『東方諸國記』とに、それぞれ異った所傳があるが、いずれも改宗の時期をムザッファル＝シャー以前としている。まず、『スジャラ＝ムラユ』の傳える內容の大要は次のようである。[18] 第二代の君主 Sultan Mégat の死後、その息子 Raja Téngah が後をついだが、王は一夜夢に預言者ムハンマッド（マホメット）を見た。マホメットは王に「汝の名は Muhammad である。明日午後の祈禱の時間にジュッダからの船が入港し、一人の男が上陸しよう。汝は彼の云う通りに行動せよ」と云った。目ざめてから王は神がかり的になり、大臣等を驚かせた。翌日午後の祈禱の時間に、ジュッダからの船が入港し、Saiyid ʻAbdu'l-ʻAziz という名の Makhdum（學者）[19] が上陸した。王はこれによって前夜の夢を正夢と信じ、彼に從ってイスラム教徒となり、Sultan Muhammad Shah の稱號をとった。王に從って大臣高官も改宗し、ついで王は人々

にも改宗を命じた（Brown, pp. 43—44.）。

『スジャラ＝ムラユ』はマラッカ國の歴史事實を内包している著作であろうが、史書というよりむしろ文學作品である。[18] この書の傳えるマラッカ國のイスラム教受容説話についても、歴史的に矛盾した點を指摘できる。『スジャラ＝ムラユ』の記述によると、マラッカ國の歴代の君主は、㈠ Sultan Iskandar Shah ㈡ Sultan Mëgat ㈢ Sultan Muhammad Shah ㈣ Sultan Abu Shahid ㈤ Sultan Muzaffar Shah ㈥ Sultan Mansur Shah ㈦ Sultan 'Ala'u'd-din Ri'ayat Shah ㈧ Sultan Mahmud Shah である。この君主表の中で初代から四代までに作爲の跡がないわけではないが（後述參照）、一見して氣づく問題點は、歴代の君主が悉くスルタンの稱號を冠していることである。スルタンはもともと宗教的稱號であったが、十一世紀のガズニー朝からカリフの委任によってモスレム國家の世俗的支配權をえた君主の稱號となり、十三世紀からイスラム教專制君主の有力なものの稱號に使用されたという。マラッカ國第三代がイスラム教に改宗してスルタン＝ムハンマッド＝シャーと稱したという所傳が歴史事實とすれば、それより前の初代・二代の君主がともにスルタンの稱號をもっているのはおかしなことになる（『スジャラ＝ムラユ』は初代・二代の君主に關してイスラム教受容のあったことを記していない）。

また、『スジャラ＝ムラユ』には、ムハンマッド＝シャーがイスラム教に改宗した後、宮廷の諸制度を制定したことをながながと述べているが、白傘や黄布を君主のみが使用できる制度がその最初に記されている（Brown, pp. 44—49.）。白傘や黄布の使用を君主の特權とすることは明らかに古典インド的な制度であって、モスレム君主となった者が第一になしたこととしては奇異である。このことに關連して、マラッカ國第三代の君主の名は、『スジャラ＝ムラユ』の傳えるスルタン＝ムハンマッド＝シャーではなくて、シュリー＝マハーラージャであることは定説となっている。[19] このことは『明實錄』などの記載によって間違いのないことである。[20] そうすると、前述したインド的な制度を定めた君主としては、シュリー＝マハーラージャというインド的な名をもつ君主にとってむしろふさわしい行爲であろう。そして、第三代君主の稱號がスルタン＝ムハンマッド＝シャーでないという歴史事實から、前掲の改宗物語の據所がなくなり成立し難いことにな

る。

『スジャラ＝ムラユ』がシュリー＝マハーラージャであるべき君主の名をスルタン＝ムハンマッド＝シャーにしているのは何故であろうか。同書の成立は十五世紀末から十六世紀初め頃であって、[21] マラッカ國がモスレム國家として繁盛した時期であったから、國初からの歴代君主がスルタンの稱號をもつイスラム教徒であったと主張したかったらしく、正しくはパラメーシュヴァラである初代君主の名をスルタン＝イスカンダル＝シャーに變改するなどしている（後述參照）。同様の意圖から、シュリー＝マハーラージャという非モスレムの王名を抹消して、スルタン＝ムハンマッド＝シャーという堂々たるモスレム君主の名に置換えたものと解される。そして、第三代君主の時に改宗説話を作爲した理由は、ムザッファル＝シャーは第三代君主の子であるから、偉大なモスレム君主であったムザッファル＝シャーの父王としてふさわしい立派なモスレム君主の存在を創作する必要があったためと思われる。『スジャラ＝ムラユ』で、前述のように諸制度の制定をすべてムハンマッド＝シャーの仕事としているのもこの君主を偉大化するためであろう。さらに、この君主の時にマラッカが繁榮し領土が擴大したと付言しているが（Brown, p. 49.）、抽象的表現だけで事實を缺いていて、大君主を無理に造り上げたことを示している。

要するに、『スジャラ＝ムラユ』の改宗説話の骨子は、教祖マホメットの啓示とメッカの外港ジェッダのマフドゥンの指導とによる正しい形で、マラッカ國に正統なイスラム教が導入されたことを説明し、ムザッファル＝シャーの父王の時にイスラム化という重要なことがあったとするものである。改宗説話の内容については、『スジャラ＝ムラユ』に多くの影響を與えた『ヒカヤット＝ラジャラジャ＝パサイ』にほぼ同じ趣旨のパサイ國の改宗説話があり、『スジャラ＝ムラユ』のものがその飜案であろうことは既に指摘されている。[22] また、この物語の中で重要な働きをしている Saiyid 'Abdu'l-'Azīz について、『スジャラ＝ムラユ』によると、マンスール＝シャーの時にマラッカ國の Kadli（法官）であり、後にマフムード＝シャーの師父となった Yusuf は彼の曾孫であると記している（Brown, pp. 94; 124–5.）。あるいは、マンスール＝

シャーの頃に、イスラム教の權威を守り自らの家系を誇る意圖で法官が作り出した改宗譚かも知れない。いずれにせよ、マラッカ國がモスレム國家となった後になって作爲された物語で、歴史事實ではない。

四

マラッカ國君主のイスラム教受容について『東方諸國記』が記す別の所傳は、大要次のようである。

Xaquem Darxa（イスカンダル＝シャー）が第二代君主として即位すると、和親外交と交易擴大政策としてシアム・ジャワについで、北スマトラのパサイ王に使節を派遣した。パサイ王はマラッカ國王がイスラム教に改宗すれば應じようと返事した。その後、ペルシア人・ベンガル人およびアラビア人からなる數人のモスレム富商がパサイからマラッカに移住し、イスラム教の學者もこれに伴った。イスカンダル＝シャーは彼等を歡迎して居住地やモスクの敷地を與え、自治權を許した。このために多數のモスレム商人がマラッカに集まるようになり、彼等の盛んな交易活動によって王は大きな利を收めた。モスレム商人や學者は王をイスラム教に改宗させようとし、王の方でもイスラム教に好意的であった。そこで、パサイ王はマラッカにより權威のある學者をひそかに送り込んでマラッカ國王を改宗させることにした。彼等の說得によって、イスカンダル＝シャーは七十二歳の時に彼の一族とともにイスラム教に改宗し、パサイ王女と結婚した。やがて王は周圍の人々を全部改宗させた（生田、三九三―三九九頁）。

以上の物語につづけて、『東方諸國記』は

こうして王はイスラム教徒となり、それ以來、マラッカが占領されるまでそれが續いた。

と記し（生田、三九九頁）、イスカンダル＝シャーの晩年の改宗によって、マラッカ國がモスレム國家となったとしている。

この物語によると、マラッカ國第二代の君主イスカンダル＝シャーの時、パサイ國のモスレム君主の影響力とその地からマラッカに移住したモスレム商人たちの財力と社會的勢力とに動かされ、長い時間を要し愼重に考慮された後に改宗に

至ったことを傳えている。北スマトラのパサイ・サムドラ地方はモスレム商人の寄港地として繁榮し、早く十三世紀末からモスレム君主が統治していたのであるから、[23] そのパサイ國との關係においてイスラム教に接し、同國におけるモスレム富商の活動に經濟的魅力を感じたマラッカ國王が、モスレム商人を自國に誘引するとともにイスラム教を受容したことは十分にありうることである。

ただ、『東方諸國記』の改宗説話にも、歴史的におかしな點がある。たとえば、イスカンダル＝シャーはイスラム教徒君主の稱號であるが、同書で即位前からイスカンダル＝シャーという名で記述しているのに、即位後の晩年に改宗したとするのは不合理である。マラッカ國第二代のイスカンダル＝シャー（正しくはムガト＝イスカンダル＝シャー）については、『明實錄』に朝貢記事があり、永樂十一年（一四一三）八月壬申の滿剌加國王拜里迷蘇剌が遣使朝貢した記事の後、同十二年九月壬辰の條に

滿剌加國王子毋斡撒干的兒沙來朝、奏其父拜里迷蘇剌卒。詔毋斡撒干的兒沙、襲父爵爲王。（下略）

と、一四一三、一四年の間に拜里迷蘇剌（Paramesvara）が死去し、その子毋斡撒干的兒沙（Megat Iskandar Shah）が繼位したことを示す記載がある。その後の永樂十六年八月辛巳、同十八年九月戊寅にも同じ名の王の朝貢記事があるから、即位當初からイスラム教徒的な稱號であったことは明白で、晩年の稱號ではない。

イスカンダル＝シャーの時からモスレム國家が出來たという記述も問題である。『東方諸國記』では前掲の文章につづけて

彼にはすでに成年に達していた一人の息子があった。彼もまたイスラム教徒となった。彼はシャケン・ダルシャーと最初の妻との間にできた息子で、王國を相續した。彼はModafarxa〔ムザッファル＝シャー〕と呼ばれた。

と、イスカンダル＝シャーの息子がムザッファル＝シャーで、次の君主となったことを述べているが（生田、三九九頁）、前述のように、イスカンダル＝シャーの次の第三代君主はシュリー＝マハーラージャであったことは確かである。したがっ

て、イスカンダル＝シャーの改宗以後モスレム君主が續いたという記述は正しくない。イスカンダル＝シャーの晩年の改宗というのは、初期のマラッカ國において、イスラム教に關心をもった君主が個人的に改宗することのあったことを反映しているのにすぎないであろう。

なお、『東方諸國記』はイスカンダル＝シャーをムザッファル＝シャーの父とし、ムザッファル＝シャーの直前の君主の時にイスラム化があったとしているわけである。マラッカ國のイスラム化開始の時期をここに置いたのは、『スジャラ＝ムラユ』と同様に、偉大なモスレム君主ムザッファル＝シャーの父王の時代にイスラム教受容があったとする發想に基いている可能性がある。

ついでに、マラッカ國初代のパラメーシュヴァラが一四一四年に改宗してムガト＝イスカンダル＝シャーと稱したというのが通說化して居り、東南アジア史・マライ史の代表的通史が皆この說を採っているが、それは前掲の『東方諸國記』にイスカンダル＝シャーが晩年に改宗したという記述があるのを誤解したものである。通說は誤で、パラメーシュヴァラが初代、ムガト＝イスカンダル＝シャーガ二代で別々の君主であることは、前掲の『明實錄』永樂十二年九月壬辰などの記載、『東方諸國記』の兩王の說明などを正しく讀めば明らかで、通說を批判する研究が近頃發表されている。[24]

五

以上のように、マラッカ國のイスラム教受容に關する所傳は、その內容に改宗事情を反映する部分があるが、改宗の時期などについては歷史事實を正しく傳えたものではないと考えられる。もっとも、ムザッファル＝シャー以前においても、イスラム教が一時的個人的な形で受容された形跡がある。

ムザッファル＝シャー以前のマラッカ國君主は、㈠ Parameśvara (1403以前—1413/14) ㈡ Měgat Iskandar Shah (1413/14—1423) ㈢ Śri Mahārāja (1423—1444) ㈣ Śri Parameśvara Deva Shah (1444—1445) である。[25] この王名表の中、初代と

三代の君主名は完全にインド的で問題ない。しかし、二代の君主名の中のムガトおよび四代の君主名の中のシュリー＝パラメーシュヴァラ＝デーヴァの部分はインド的であるが、それぞれの殘部のイスカンダル＝シャーおよびシャーはモスレム君主の稱號に用いられる語である。君主の稱號だけでイスラム教徒であったか否か速斷し難いし、ことに二代・四代の場合は純正なモスレム君主の稱號ではなく、インド的稱號との混合形であるから、當時イスラム教とその文化が正しく理解されていたことさえ疑えないこともない。しかし、近隣にモスレム國家パサイが存在したし、また南インドのモスレム商人がマラッカ經由で明朝に一四〇三年頃至った形跡があるように、[26] マラッカ國の建設後間もなくイスラム教徒商人などが同國に至っていたから、マラッカ國の君主がイスラム教とそれに伴う先進的文化や經濟を知ったのは當然で、やがて新宗教に惹かれて受容する君主もありえたであろう。すくなくとも、二代君主の場合はイスカンダル＝シャーの稱號にサンスクリット起源のマライ語 Mēgat を冠したものであるから、イスラム教に改宗した君主の可能性が大きい。

これと併せて考えるべきは、『瀛涯勝覽』滿剌加國の條の一節である。同書にはマラッカ國におけるイスラム教信仰について

國王・國人、皆從回回教門、持齋受戒誦經。

と記録している。[27]『瀛涯勝覽』は馬歡の著作で、いわゆる鄭和の南海遠征の第四次（一四一三―一五）、第六次（一四二一―二二）および第七次（一四三一―三三）に隨行した彼がその見聞に基いて記録し、景泰二年（一四五一）頃に完成した書である。[28] 馬歡は自身もイスラム教徒であったから、彼のイスラム教に關する記述は信頼してよいであろう。したがって、前引の記事はマラッカ國におけるイスラム教信仰の確實な記録として最も早いものに屬し、貴重である。

遠征の第四次および第六次はマラッカ國の二代君主の時に當り、第七次は三代君主の時に相當し、いずれの場合にも鄭和の一行はマラッカに寄港している。そして、一四五一年は第五代ムザッファル＝シャー在位の中頃にあたる。マラッカ國のイスラム教に關する馬歡の記述は、一四五一年頃までに加筆した部分で、ムザッファル＝シャー時代のイスラム教信仰を傳え

た可能性がなくもない。[29] しかし、『瀛涯勝覧』滿剌加國の條全體の記述ぶりから考えて、馬歡が最初にマラッカ國に至った時の自身の見聞によった記述と解する方が無理がない。そうとすれば、一四二三―一五年頃のマラッカ國におけるイスラム教について傳えているわけで、ムガト＝イスカンダル＝シャーの個人的改宗、これに刺戟された同王周邊のマラッカ宮廷のイスラム教信仰の様子（その中には外來イスラム教徒も含まれていたろう）を傳えたと解することができる。

君主代數	年代	人名
Ⅰ	永樂七年（一四〇九）	阿卜剌賈信
	同　九年（一四一一）	〔妃〕八兒迷速里
	同一〇年（一四一二）	〔姪〕西里撒麻剌札牙
	同一一年（一四一三）	〔姪〕賽的剌者
Ⅱ	同一六年（一四一八）	〔兄〕撒里汪剌查
	同一八年（一四二〇）	段姑麻剌什的
	同二二年（一四二四）	那剌迭扒那
	宣德元年（一四二六）	一思馬
Ⅲ	同　六年（一四三一）	〔頭目〕巫寶赤納
	同　九年（一四三四）	〔弟〕剌殿把剌、〔頭目〕文旦
	同一〇年（一四三五）	〔弟〕剌殿把剌
	正統四年（一四三九）	末加者剌吒滿達利
	同　九年（一四四四）	宋那的剌耶
Ⅳ	同一〇年（一四四五）	謨者那

君主名のほかの固有名詞として、『明實錄』のマラッカ國の朝貢記事から使者などの名を拾い出すことができる。ムザッファル＝シャーより前の分を表示すると上のようである（人名の欄に説明のないのは單に「使」「使臣」と稱されている者である）。

これらの漢字で表記された人名について原音を比定し難いものがすくなくないが、永樂九年の王妃八兒迷速里は Parameśvari (Pĕrmaisuri) であり、同十一年の王姪の賽的剌者は Sidi Raja に、同十六年の王兄の撒里汪剌查は Sĕriwa Raja に比定して誤ないであろう。王族はそのほかに永樂十年の王姪の西里撒麻剌札牙、宣德九・十年の王弟の剌殿把剌があるが、それぞれ Śrī Asmara Jaya; Raden Para かそれに近い原名であろう。[30] したがって、これら王族の名から明らかにイスラム教徒と考えられる者は見當らない。もっとも、假に人名と記したが、漢字表記の中には個人名の場合と稱號の場合とがあると思われる。そして稱號はモスレム國家になった後でも、イスラム教的でないものが使われていた例があるから、これらの名稱だけで

イスラム教を受容していなかったとも云い切れない。

王族以外の使者の中で、永樂七年の阿卜剌賈信、宣德元年の一思馬は、それぞれ'Abdullah Kasim; Ismail というイスラム教徒名にちがいない。マラッカ國の朝貢使節の中に、早く十五世紀初めからイスラム教徒が居り、責任者として重要な地位を占めていたことになるが、このイスラム教徒は土着民ではなく、外來のモスレム商人ではなかろうか。前述したように十五世紀初めからモスレム商人がマラッカ港に出入したと考えられるから、マラッカ國の君主は彼等モスレム商人の海上貿易活動の經驗を重んじ、朝貢使節に起用したと思われる。

十五世紀前半のマラッカ國に關する記録が乏しいので、簡單な固有名詞をも史料とせざるを得ないが、これら使者たちの名から判斷する限り、初期のマラッカ國にイスラム教徒の存在は認められるが、それは外來のモスレム商人であったと思われる。そして、王族でイスラム教徒になった者は殆んどなかったのであろう。したがって、ムガト＝イスカンダル＝シャーなどの君主がイスラム教を受容した場合、君主の改宗は周圍の廷臣などに影響したであろうが、その改宗は比較的狹い範圍内に止まったと考えられる。十五世紀前半のマラッカ國では、イスラム教に對する認識と理解がまだ不十分であったからこそ、改宗した君主が純イスラム教的でない混血的な稱號を採用したと解されるのであって、そういう狀態ではイスラム教の受容が部分的にとどまった筈である。

六

以上のように考えると、マラッカ國ではムザッファル＝シャー以前にイスラム教の受容がなかったわけではないが、部分的散發的な受容の段階であった。そして、ムザッファル＝シャーの時になるとモスレム國家として成立し、その後の約半世紀、十六世紀初めまでアジアにおける海上交易の一大センターとして繁榮したのである。

前に示したように、マラッカ國王の一族の墓碑において、いずれもムザッファル＝シャーから家系を記しているのは、

同王がモスレム國家の創始者で、同王からがマラッカ國の新しい時代であるという意識であったからにちがいない。また、マラッカ國の歴史の中で、ムザッファル＝シャー以後の四人のスルタンについては、『スジャラ＝ムラユ』と『東方諸國記』とが一致し、正しい継承を傳えているが、この場合もまた、ムザッファル＝シャー以後がモスレム國家マラッカの歴史としてそのまま傳承された結果であろう。

したがって、ムザッファル＝シャー以前のマラッカ國の歴史はモスレム國家マラッカの前史ということになるが、同國がイスラム教國家として確立した後になって、モスレム國家としての史觀によってその本來の歴史に改變を加えたと思われ、『スジャラ＝ムラユ』『東方諸國記』兩書にその形跡が認められる。

まず、『スジャラ＝ムラユ』の傳える「前史」の大筋は次のようである。スルタン＝イスカンダル＝シャーが建國の君主で、シンガポールで三年間統治した後、マラッカで二十年間支配した。その死後、その子がスルタン＝ムガトとして二年間在位した。その死後、その子が継位し、イスラム教に改宗してスルタン＝ムハンマッド＝シャーと稱した（前述）。この王は五十七年の長い在位の間に、諸制度を定めマラッカを繁榮させた。その死後、その子がスルタン＝アブー＝シャーヒドとして継位したが、人望は異母兄のラージャ＝カシムにあった。やがてラージャ＝カシムが人々の援助で異母弟を攻めて負かし、スルタン＝ムザッファル＝シャーの稱號で即位した。アブー＝シャーヒドは宮廷内の混亂の中で攝政（母方の祖父）に殺された。

この所傳を正しい君主の継承（前掲）と比較すると、まず、建國者がパラメーシュヴァラでなくてスルタン＝イスカンダル＝シャーとなり、第二代がムガト＝イスカンダル＝シャーでなくてスルタン＝ムガトとなっている。この相異は、初代のパラメーシュヴァラの名を削除して、その代りに、二代のムガト＝イスカンダル＝シャーをイスカンダル＝シャーとムガトの二人に分割し、兩方にスルタンを冠し、スルタン＝イスカンダル＝シャーの方を初代にあてはめ、スルタン＝ムガトの方は二代君主として殘した工作の結果と考えられる。『スジャラ＝ムラユ』のスルタン＝ムガトに關する部分は極め

て短く內容に乏しいのであるが、もともとムガト＝イスカンダル＝シャーという一君主に關する內容があったところ、スルタン＝イスカンダル＝シャーとスルタン＝ムガトの二人に分けた際、建國の君主とした前者にムガト＝イスカンダル＝シャーの事蹟の大部分を併せて移したために、後者の事蹟について內容がほとんど無くなってしまったものと解される。このような變改をしたのは、パラメーシュヴァラという非イスラム教的君主はマラッカ國の建設者として望ましくないと考えて抹消し、偉大なモスレム國家マラッカの創始者たるにふさわしい堂々たるモスレム君主の稱號を探し、二代君主の稱號のイスカンダル＝シャーはイスラム教徒にとってアレキサンダー大王に由來し榮光に滿ちた稱號であるから、これを取り出して初代の稱號としたものであろう。

つぎに、正しくはシュリー＝マハーラージャとシュリー＝パラメーシュヴァラ＝デーヴァ＝シャーであるべきものが、スルタン＝ムハンマッド＝シャーとスルタン＝アブー＝シャーヒドとなっている。前者については前述のように、ムザッファル＝シャーの父王であるから偉大なモスレム君主であるべきであるとの考えでスルタン＝ムハンマッド＝シャーを造出した。後者についても、イスラム教徒らしい稱號に換える意圖があり、殉教者あるいは殺害された君主を意味するアブー＝シャーヒドというイスラム教的な稱號に改め、同時にこの稱號を與えることによって、ムザッファル＝シャーが異母弟を殺害し一種の宮廷革命によって即位した事實を正當化しようとしたものと考えられる。[31]

つぎに、『東方諸國記』が記す「前史」の大要は次のようである。Paramiçura（パラメーシュヴァラ）がシンガポールで五年間統治した後、ムアル河上流域に逃れ、さらにマラッカ河上流のブレタンに移りその地方を支配した。その子のXaquem Darxa（イスカンダル＝シャー）がマラッカを發見し、父王の了解をえて其の地に居を定めた。やがてパラメーシュヴァラが死去するとイスカンダル＝シャーが繼位し、マラッカに人々を呼び寄せて立派な町にした（以下は改宗說話を扱ったところで記した通り、イスカンダル＝シャーの改宗、その子のムザッファル＝シャーの繼位を說明している）。

『東方諸國記』の記す歷史は、トメ＝ピレスが十六世紀初めにマラッカで見聞したところで、すなわち當時のマラッカ

人が傳承する自國の歴史を示している筈である。同書の記述を檢討すると、パラメーシュヴァラを國祖として殘してはいるが、マラッカ國の眞の建設者はイスカンダル＝シャーであるとし、兩王の關係を詳述している。これもまた、パラメーシュヴァラではモスレム國家マラッカの創設者としてふさわしくないとの考えから出た苦心の作爲であろう。それから、イスカンダル＝シャーのあと直ちにムザッファル＝シャーに繼承されたとし、シュリー＝マハーラージャとシュリー＝パラメーシュヴァラ＝デーヴァ＝シャーの二君主は脫落している。この兩王は非イスラム教的君主と考えられその歴史から削除されていたために、十六世紀初めのマラッカでは兩王のことが傳えられていなかったのであろう。ムザッファル＝シャーは異母弟のマラッカ國王を殺害して登位したと考えられるが（前述）、彼の父と異母弟との二人の王を併せて除去することによって、クーデターによる登位といういまわしい事件を歴史から抹消できる効果をも意圖した作爲と思われる。

要するに、『スジャラ＝ムラユ』『東方諸國記』の兩者の所傳から共通して認められる事實は、ムザッファル＝シャー以後のマラッカ國にとっては、その國は建國當初から一貫してモスレム國家であるべきだとの考えがあったことである。『スジャラ＝ムラユ』が君主全部にスルタンの稱號を與えたのも、『東方諸國記』がムザッファル＝シャー以前をイスカンダル＝シャー一人だけの歴史にしたのもその表われである。このように、初期のマラッカ國の歴史はモスレム國家マラッカの前史と見なされ、偉大なムザッファル＝シャーの出現に至るまでの歴史としてふさわしい內容が要求され、モスレム的立場から書き換えられたものである。したがって、「前史」の內容は細部にわたってこの觀點から批判的檢討を要するのであるが、ここには歴史の骨組となる君主とその繼承を扱うにとどめた。

七

ムザッファル＝シャーの時にモスレム國家が成立したのであるから、同王より前の時期のマラッカ國と同王以後のマラッカ國とでは國家のあり方に各種の差異があったことが考えられる。ここでは國際關係上の變化について考える。

まず、明朝との關係でこの變化がはっきり見られる。マラッカ國の初期三代の君主は明朝との朝貢關係を緊密に維持した。『明實錄』によると、[32] 初代のパラメーシュヴァラは約十年の在位期間に六回の朝貢記錄があり、第二代のムガト＝イスカンダル＝シャーは約十年の在位期間に八回の朝貢記錄があり、第三代のシュリー＝マハーラージャは約二十二年の在位期間に八回の朝貢記錄がある。これら三人の君主はいずれも即位すると直ちに明朝にこれを傳え、明側から滿剌加國王に封ぜられて居り、その上、三王とも自身で王族・大官などを率いて入貢したことがあり、遣使朝貢の場合にも王族を派遣していることが多いのである（前掲の使者表參照）。第四代のシュリー＝パラメーシュヴァラ＝デーヴァ＝シャーの朝貢記事は一回のみであるが、その在位期間が約一年であったからであり、正統十年三月壬寅の記事によると、即位後すぐに封王されて居り、國王みずから入貢する意志のあることを表明している。したがって、第四代君主の對明態度は前三代と同樣であったと云える。このように密接な朝貢關係は、明朝周邊の多くの朝貢國の中でも異例に屬するものである。

しかるに、ムザッファル＝シャーの時からマラッカ國の朝貢のあり方は一變した。すなわち、ムザッファル＝シャーは約十四年の在位の間に二回の朝貢記事があり、第六代のマンスール＝シャーは約十八年の在位の間に三回（又は四回）[33]の朝貢記事があるにすぎない。第七代のアラーウッディーンは約三年の在位の間に朝貢した記錄が一回もなく、同時に明側からの册封の記錄もない狀態で、この君主の時は明朝との朝貢關係が一時的に中絶した。第八代のマフムード＝シャーは約三十一年の在位期間にわずか三回の朝貢記事があるだけである。このように、ムザッファル＝シャー以後は明朝への朝貢回數が激減し、しかも國王自身の入貢は全くなくなり、記錄された使者で王族と明記された者は見當らない。また、ムザッファル＝シャーの第一回朝貢が即位後十年近く經ってからであったように、どの王も即位直後に朝貢しているわけでない。

マラッカ國と明朝との關係については、同國とアユタヤ朝との關係を併せ考える必要がある。『瀛涯勝覽』の滿剌加國の條に

此地屬暹羅所轄、歲輸金四十兩、否則差人征伐。永樂七年己丑（一四〇九）、上命正使太監鄭和等、統齎詔勅、賜頭目雙臺銀印・冠帶・袍服、建碑。遂名滿剌加國。是後、暹羅莫敢侵擾。

と、十五世紀初め、マラッカが暹羅（アユタヤ朝）に從屬していたこと、明朝がマラッカの宗主國となると、アユタヤ朝のマラッカ國に對する支配が弱まったことを傳えている。

しかし、マラッカ國に對するアユタヤ朝の壓力行使はその後もあったので、『明實錄』によると、永樂五年（一四〇七）冬十月辛丑の條に、アユタヤ朝が發兵してマラッカ國が明朝から受けた印誥を奪ったことを、マラッカが明朝に訴えて居り、これに應じて明朝がアユタヤ國王を諭戒した記事がある。ついで、同十七年（一四一九）十月癸未の條に、アユタヤ朝がマラッカ國に對して兵を加えようとしていることを後者が訴えたのに應じて、明朝がアユタヤ朝を諭告した記事がある。さらに、宣德六年（一四三一）二月壬寅の條に、アユタヤ朝から壓迫され、國王自身の明への入貢が阻まれたと云ってマラッカ國が明朝に求援して居り、これにつづいて明朝がアユタヤ國王を諭戒した記事がある。[34]

このように、初代から第三代に至る各君主の時、いずれもアユタヤ朝からのの脅威を訴えて、明朝の力によってその壓力を緩和させようとしているのである。十五世紀初めにアユタヤ朝はマライ半島を支配していた。[35]そのアユタヤ朝がマラッカ國が明朝から受けた印誥を奪い、マラッカ國王の明朝への入貢を阻んだりしたのは、同朝が從屬國視していたマラッカが離反獨立のため明朝に接近しつづける動きを抑止しようとしたのであろう。逆に、マライ半島上の新興國家としてマラッカが發展する道はアユタヤ朝の支配から脫することであり、そのためには明朝の傘下に入る政策がとられたことを『明實錄』の前述の各記事が示している。マラッカ國初期四代の君主が明朝に對して異常に緊密な朝貢關係を維持した第一の理由はここにあったであろう。

このマラッカ國とアユタヤ朝との關係もまたムザッファル＝シャーの出現によって大きく變った。『スジャラ＝ムラユ』によると、ムザッファル＝シャーの時、まず即位當初、アユタヤ軍がマラッカ征服のため侵入したが驅退されたこと、そ

の後暫くして再びアユタヤ軍がマラッカを攻撃し撃退されたことを述べている（Brown, pp. 55—59.）。これに對してタイ語史料であるルアング＝プラサート本の『アユタヤ王朝年代記』によると、小暦八〇六年（一四四五）にアユタヤ國王がマライ半島方面で勝利したこと、同八一七年（一四五六）にアユタヤ國王がマラッカ遠征軍を準備したことが記されて居り、『スジャラ＝ムラユ』の所傳と一致すると考えられている。[38] 兩書の記述を綜合すると、ムザッファル＝シャーの即位當初と晩年の二回、アユタヤ軍の侵入があり、第一回はかなりの被害があったが、第二回には遂に撃退したのが事實に近いと考えられる。『東方諸國記』によっても、ムザッファル＝シャーはパハン・トレンガヌ・パタニを從屬させてイスラム化し（生田、四〇四頁）、セランゴール・ケダーなどの地方を併合したと記している（生田、四〇二頁）。これらはマライ半島にありマラッカ北方の地名であるから、ムザッファル＝シャーの時、マライ半島南部からアユタヤ朝の勢力を排除したことを意味する。

ムザッファル＝シャーの時、建國當初から壓迫されつづけたアユタヤ朝の勢力を撃退すると、マラッカ國の完全獨立への第一歩が實現できることになった。そうとすれば、マラッカ國が明朝に依存する政策の必要は減ずるわけで、前述のように、ムザッファル＝シャー以後の對明朝貢が一變して消極的になり、同時にアユタヤ朝の武力壓迫を訴えることもなくなったのは完全獨立への動きと無關係ではなかろう。

ところで、マラッカ國と明朝との關係の變化については、明側の態度が大きく影響したと思われる。明の永樂帝（一四〇三—一四二四）が積極的な海外政策をとったことはよく知られて居り、いわゆる鄭和の南海遠征は大規模な官營の海上貿易の展開であって、永樂三年（一四〇五）から宣德八年（一四三三）にかけて前後七回の遠征が行なわれた。この時期はマラッカ國の建國直後から第三代シュリー＝マハーラージャ在位の半ばまでに相當する。官營の南海貿易を大規模に實施する明朝にとって、南海交通の一大要衝を占めるマラッカ國に深い關心を寄せたのは當然で、マラッカ國の出現を知ると直ちに使者を派遣して招諭し、その國と朝貢關係が出來ると間もなく、皇帝御製の「鎮國山の碑銘」を與えて保護者的立

場を明らかにし、[37] あるいはマラッカ歴代の君主を册封して朝貢關係を固めた。

鄭和の七回にわたる遠征は常にマラッカ港を經由したので、『瀛涯勝覧』の滿剌加國の條に

凡中國寳船到彼、則立排柵如城垣、設四門更鼓樓。夜則提鈴巡警。內又立重柵如小城。蓋造庫藏倉廒、一應錢糧頓在其內。去各國船隻回到此處取齊、打整番貨、裝載船內、等候南風正順、於五月中旬、開洋回還。

と記すように、マラッカ港市の一畫に明朝の特別區が設置され、交易品を收納する倉庫が設けられて、官營貿易の仲繼港として重要な働きをしていた。明朝にとってマラッカの利用價値は大きかったのである。

このような事情で、十五世紀半ば近くまで、明朝はマラッカ國を保護下に置くことに熱意を示したので、マラッカ國と明朝との利害が一致し、相互に緊密な關係を維持したのである。しかるに、明朝の側では宣德帝（一四二六―一四三五）以後、鄭和の遠征を中止するなどのように對外政策が消極的に變更された。したがって、マラッカ國側が明朝との朝貢關係を變りなく續けようとしても、相手の明朝が消極的になったから從前どおりの結び付きを維持することはでき難く、このため、緊密な朝貢關係によってマラッカ國が明朝に期待できるものはすくなかっであろう。ムザッファル＝シャー以後に明朝との關係が一變して小さくなったのには、明朝にたよる政策を重視しなくともよい事情が生じたところに、このような明側の態度が直接大きく響いた結果であろう。

八

ムザッファル＝シャー以後に明朝との關係が疏遠に轉じると、これに應ずる形で、マラッカ國と西アジア方面との關係が深くなった。

このことについては、『東方諸國記』のムザッファル＝シャーの治世を述べた部分に

彼の名聲はこれらの三人の王〔パハン、カンパル、インドラギリ〕をイスラム教徒とし、また朝貢者として得た名譽

によって大いに上り、アデン、オルムズ、カンバヤ、ベンガラの諸王からの傳言と贈物とが屆いた。かれらはかれらの國の商人を大勢派遣してマラカに定住させた。

と記し（生田、四〇五頁）、同王の時代に西アジア・インドのモスレム諸國と國交が生じ、各地からモスレム商人がマラッカに至ったことがわかる。特に、ムザッファル＝シャーが周邊諸國をイスラム化しイスラム教徒の大君主スルタンとなった名聲によって、西方イスラム世界を惹きつけたことに注意される。『東方諸國記』のマラッカ國の貿易の部分などを見ると、同國とインド・西アジア各地との交易網、インド・西アジアのモスレム商人のマラッカ港における經濟活動などが詳記されている[28]（生田、四五五―四七二頁など）。同書は十六世紀初めの著作であるが、マラッカ國と西方イスラム世界との經濟的な強い結合は十五世紀後半から現出したものであろう。

十五世紀後半に、マラッカ國と西方世界との接觸が密になったことは、『明實錄』の記事からも窺うことができる。同書の成化二十三年（一四八七）三月丁卯の條に

天方回回阿力、以其兄納的遊方在中國四十餘年、欲至雲南訪求之。因自備寶物累萬、於滿剌加國、附行人左輔至京進貢。而爲內官韋眷所侵剋、奏乞查驗。禮部請估其貢物酬以直、而許其訪兄於雲南。上曰、阿力實以姦細、竊携貨物、假進貢索厚利、且在館悖言肆惡。念其遠夷、姑宥不問。錦衣衛其速差人押送廣東、鎭巡官收管、遇便遣回。

と、天方（アラビア）のイスラム教徒の阿力（'Ali）が進貢の名目で交易の利を求めて來たが送還するという記事がある。阿力は多額の商貨を持ってマラッカに至り、さらに中國貿易を志したのだからモスレム商人であろう。行人左輔は册封使としてこの年マラッカ國に赴いたのであるが[29]、阿力はその歸國に隨伴して明朝に至り、送還の場合も廣東からであるから海路でマラッカに戻った可能性がある。明代における天方國の朝貢は陸路中央アジアのルートによったのに、この頃になると、アラビアの商人がマラッカ經由で中國貿易を志すようになったことを示している。つづいて、弘治五年（一四九二）九月壬申の條に

虎刺撒國回回怕魯灣等、從海道至京、貢玻璃・瑪瑙等方物。（下略）

と、虎刺撒（ホラーサーン）のモスレム商人が海路で明廷に至ったという記事があるのも、同じくマラッカ經由であったと思われる。

『明實錄』の弘治二年（一四八九）十一月壬申の條に

舊例、撒馬兒罕入貢、俱由甘肅驗送。至是、阿黑麻王遣使、從滿剌加國取路、進獅子・鸚鵡等物、至廣州。兩廣總督等官以聞。（下略）

と、撒馬兒罕（サマルカンド）の朝貢は從前は陸路によって至ったのに[40]、この時、同國の阿黑麻（Aḥmad）王の朝貢使節がマラッカ經由で廣州に至ったという記事がある。これに關連して、これより前の成化二十一年（一四八五）五月癸亥の條に

廣東左布政使陳選奏、傳聞、撒馬兒罕使臣由廣東歸國、將往滿剌加國、求買獅子以獻。（下略）

と、サマルカンドの朝貢使節（成化十九年に陸路で至ったと考えられる）が歸國に際して、廣東から海路をとり、マラッカに至って買物をすることを希望した記事がある。海路で歸國しマラッカに寄ろうとしたのは、この頃サマルカンドに於てマラッカにおける海上通商の盛況が知られたからで、その後もマラッカに對する關心がつづいていたから、弘治二年の朝貢の場合は、初めから海路によりマラッカ經由で至ったものと解される。

以上の事例は、十五世紀後半のマンスール＝シャーからマフムード＝シャーに至る時代にあたることである。この頃モスレム商人あるいはモスレム國家の朝貢が相ついでマラッカ經由で明朝に至っているのは、マラッカが海上交易の一大センターとなったから生じたことで、明朝まで足をのばさずマラッカに往來しただけのモスレム商人の數は一段と多かったであろう。西方イスラム世界各地から商人がマラッカに至ったから、彼等の活動を通じてマラッカ港の繁榮がイスラム世界に廣く知られ、サマルカンドやホラーサーンまで關心を寄せる程になったのであろう。マラッカ國に關する『明實錄』の記載において、十五世紀前半には上掲のような事例は全くないのに、十五世紀後半になると次々とこうした記錄がある

のは、モスレム國家マラッカの成立後に生じた新しい現象である。

九

マラッカ國をめぐる國際關係の動きを以上のように考えると、この國のイスラム化の時期と動機が理解できる。

十五世紀半ばに明朝の對外政策が積極策から消極策へと急轉換したことは、建國以來明朝に密着して來たマラッカ國にとって大問題であって、明朝にたよる政策に代る新しいものを求めることが必要となったであろう。鄭和の遠征の中止などは當初マラッカ國を當惑させたにちがいないが、やがて、同國にとって明朝の傘下を脱して獨り歩きできる好機をもたらす結果になった。すなわち、明朝の官營貿易が停止され、マラッカ港を仲繼基地とした明帝國の權威による南海貿易が消滅したのとほぼ同じ時期に、アユタヤ朝をマライ半島南部から追い出しえたから、マラッカ國の東西海上交通に占める好位置を活用して海上通商の利を收め、或る程度まで明朝に代って南海貿易の主導權を握ることができる情勢であったわけである。

明朝のような大國でないマラッカ國にとって、海上貿易の利を收めるにはモスレム商人を誘引することが望ましく、そのためにはイスラム教を厚く保護する姿勢が必要となり、やがて國家のイスラム化に至ったのであろう。イスラム教を國家的に受容する新政策を選擇することが、十五世紀半ばのマラッカ國君主ムザッファル＝シャーの仕事となったのである。この新政策の選擇で、十五世紀後半になると明朝との關係は疎遠に轉じたが、マラッカ國とインド・西アジアのモスレム商人とが手を結ぶ海上貿易が新しく展開し、マラッカ港がそのセンターとなって繁榮し、イスラム世界各地の商人を惹きつけるに至った。かくして、イスラム化したマラッカ國は從來の東アジア文化圏とは緣が薄くなり、西方イスラム世界と結びついた新しい國家に變ったから、その國の新しい歷史が始まることになった。

マラッカ國のイスラム教受容は主として經濟的動機に基づくものであったが、東南アジアの大部分がなお傳統的なイン

ド的文化と國家體制とに止っていた段階で、モスレム國家マラッカはイスラム文化に基づく新しい體制の國家が出現したことになった。このため、新宗教イスラム教は新興國家マラッカが發展するためのイデオロギーを提供し、マラッカ海峽周邊諸國を從屬させてイスラム化することができ、再侵略を企てるアユタヤ朝に對抗する力ともなったであろう。なお、東南アジアの廣い範圍が十五世紀後半から急速にイスラム化したについて、マラッカ國の果した役割は大きいが、當時の同國はイスラム世界の一環となって居り、インド・西アジアの諸國家や富商がこの國を背後から經濟的精神的に支援する情勢であったから、これがイスラム化展開の強い力になりえたものと解される。

註

① 東南アジアのイスラム化とマラッカ國との關係については、例えば、D.G.E. Hall, *A History of South-East Asia*, 3rd ed., New York, 1968, p. 206 et seq. 參照。

② マラッカ國のイスラム化に關する研究には、Christopher Wake, "Malacca's Early Kings and the Reception of Islam," *JSEAH*, Vol.5, No. 2 (1964), pp. 104—128. が一讀に價する。ただ、『明實錄』など中國史料の利用が不十分で惜しまれる。イスラム化を特に扱ったものではないが、關連ある有益な論著には、生田滋「マラッカ王國における國家權力形成の過程」(山本達郎編『東南アジアにおける權力構造の史的考察』所收、東京、一九六九年、同書二五五—二八六頁) がある。

③ マラッカ國君主の在位年代についての從來の說には訂正すべき點が多い。本論文では『明實錄』その他によって訂正した在位年代を示す。以下同樣。なお、マラッカ國諸王の在位年代については『お茶の水女子大學人文科學紀要』第二九卷に發表の豫定である。

④ マンスール＝シャーの墓石については、"The Grave Stone of Sultan Mansur Shah of Malacca", *Malaya in History*, Vol, 5, No. 1 (1959), pp. 36—37 參照。

⑤ マンスール＝シャーの墓碑の解讀は、J. P. Moquette, "The Grave-stone of Sultan Mansur Shah of Malacca(1458—77 A.D.)," *JRASSB*, Vol. LXXXV(1922), pp. 1—3 參照。

⑥ アラーウッディーンの墓碑については、Engku 'Abdu'l-Hamid bin Engku 'Abdu'l-Majid, "Inscriptions on Ancient Johore Grave-stones," *JMBRAS*, Vol. X, pt.3(1932), pp. 159—162 參照。

⑦ Ibid., p. 163.

⑧ マラッカ國の鑄貨については、C.H. Dakers, "The Malaly Coins of Malacca," *JMBRAS*, Vol. XVII, pt.1 (1939), pp. 1—12 參照。

⑨ アラーウッディンの在位年代について、從來の說は一四七七—一四八八年であるが、前述のように一四七七—一四八〇頃とすべきである。その論證は別に發表する。注③參照。

⑩ 『明實錄』には、この他に、成化五年三月戊戌に滿剌加國王滿速沙兒の遣使朝貢があり、同十七年七月辛丑に「滿剌加國故王蘇丹速沙」とあるが、それぞれ「滿速兒沙」「蘇丹芒速沙」の誤脫と考えられる。

⑪ 生田滋ほか『トメ・ピレス東方諸國記』(東京、一九六六年、四〇二・四〇九頁)、張奕善『明代中國與馬來亞的關係』(台北、民國五十三年、四九・五三頁)、など參照。

⑫ 張奕善、前揭書六二頁參照。なお、Paul Pelliot, "Le Ḫōja et le Sayyid Ḥusain de l'histoire des Ming," *TP*, Vol. XXXVIII, Livr. 2—5(1948), p. 169 et seq をも參照。

⑬ アラーウッディーンの名のみが明側に伝わらなかった理由は、十五世紀後半にはマラッカ國の明朝に對する朝貢の間隔があいていたのに、同王の在位期間が短かったので、その在位が知られずにすんでしまったためであると考えられる。

⑭ マラッカ國歷代君主の漢字表記については、注⑫の兩論著、および藤原利一郎「明・滿剌加關係の成立と發展」『東南アジア研究』六の四、一九六九年、一〇九—一二九頁、Wang Gungwu, "The First Three Rulers of Malacca," *JMBRAS*, Vol. XLI, pt.1(1968), pp. 11—22 など參照。

⑮ トメ=ピレスの『東方諸國記』については、生田滋ほか『トメ・ピレス東方諸國記』(東京、一九六六年)の解說の部分、A. Cortesão, *The Suma Oriental of Tomé Pires*, London, 1949, Introduction を參照。以下に本書を引用する場合には、ほぼ生田氏ほかの邦譯書に據り、(生田、四〇五頁)のように記した。

⑯ 『スジャラ=ムラユ』のテキストは R. O. Winstedt, "The Malay Annals or Sejarah Melayu," *JMBRAS*, Vol. XVI, pt. 3 (1938) を使用し、その英譯書 C.C. Brown, *Sějarah Mělayu or Malay Annals*, London, 1970 を參照した。以下に本書を引用する場合には、(Brown, pp. 43—44) のように記して英譯書の頁數を示した。

⑰ Makhdum はこの場合は船主かも知れない。Cf. R.J. Wilkinson, *A Malay-English Dictionary*, Singapore, 1932, pt. II, p. 93.

⑱ 『スジャラ=ムラユ』の書誌的說明は、R. O. Winstedt, "A History of Classical Malay Literature" *JMBRAS*, Vol. XXXI, pt. 3 (1958), pp. 129—132 がまとまっている。

⑲ 注⑭に記した藤原・Wang 兩教授の論文など參照。

⑳ Wake 氏は注②所揭の論文(一二一頁など)で、Śrī Maḥārāja がイスラム教を受容して Muhammad Shah と稱したと解しているが、無理な解釋である。

㉑ Cf. R.O. Winstedt, "Malay Chronicles from Sumatra and Malaya", *Historians of South-East Asia*, ed. by D.G.E. Hall, London, 1961, pp. 24—26, etc.

㉒ Cf. A. Teew, "Hikayat Raja-Raja Pasai and Sejarah

Melayu," *Malayan and Indonesian Studies*, ed. by J. Bastin and R. Roolvink, Oxford, 1964, pp. 222—234, etc. なお、両書の關係についての新しい論文は、P.L. Amin Sweeney, "The Connection between the Hikayat Raja² Pasai and the Sejarah Melayu," *JMBRAS*, Vol. XL pt.2 (1967), pp. 94—105.

㉓ Cf. S.Q. Fatimi, *Islām Comes to Malaysia*, Singapore, 1963, p. 8 et seq. パサイにおけるモスレム商人の活動などについては、生田『東方諸國記』二六五—二七一頁など參照。

㉔ 注②の Wake 氏論文および注⑭の藤原・Wang 兩教授論文を參照。とくに Wang 教授が通説の誤であることを強く主張している。

㉕ 通説では㈠㈡を一人の王とし、そのため代數は㈢が㈡、㈣が㈢と繰り上っているが、その誤であることは前に略述した。なお、各君主の在位年代も通説を訂正してあることは注③參照。

㉖ Wang Gungwu, "The Opening of Relations Between China and Malacca, 1403—5," *Malayan and Indonesian Studies*, ed. by J. Bastin and R. Roolvink, Oxford, 1964, pp. 92—96.

㉗ 『瀛涯勝覧』は引用した文章につづいて、「其王服用、以細白番布纏頭」と記している。同書の暹羅國の條で、國王の服制を說明した部分に、「王者之絆、用白布纏頭」と同樣の習俗を傳えているから、ターバンの類を意味するものではないと思われる。

㉘ 小川博『馬歡瀛涯勝覧』(東京、昭和四十四年)、および J. V.G. Mills, *Ma Huan, Ying-yai Sheng-lan*, Cambridge, 1970 の解題の部分を參照。

㉙ 注②の Wake 氏の論文(一一九頁)では、一四三三年以後の補記と解しているようである。

㉚ Paramesvari の比定は既に定說化している。Sériwa Raja; Raden の比定は生田氏も述べている(注②の生田氏の論文、二六五、二六六頁など)。

㉛ ムザッファル＝シャーの宮廷革命とも呼ぶべき即位の際の一連の事件とその意味については、別にまとめて發表する豫定なので今回は省いて觸れない。なお、注②所記の生田氏の論文(二六六頁以下)はこの事件の說明として參考になる。

㉜ マラッカと明朝との初期の關係についてのすぐれた論考は、注⑭所記の藤原・Wang 兩教授のものである。

㉝ マンスール＝シャー時代の朝貢記事は、天順三年(一四五九)、成化四年(一四六八)、同五年(一四六九)、同十一年(一四七五)であるが、その中で成化四年のものだけは國王の派遣であると記されていず、次の國王のものと時間的にくっついているので、國王の遣使朝貢とは關係なく、マラッカ居住商人の派船かも知れない。

㉞ イスカンダル＝シャーがアユタヤ朝の勢力下にあったことは、ポルトガル人バロスの『アジア史』の中にも記述がある(生田『東方諸國記』三九四頁)。

㉟ Cf. Paul Wheatley, *The Golden Khersonese*, Kuala Lumpur, 1961, pp. 301—305.

㊱ 『アユタヤ王朝年代記』と『スジャラ＝ムラユ』との記事を比較検討した論文は、G.E. Marrison, "The Siamese War with Malacca during the Reign of Muzaffar Shah" *JMBRAS*, Vol. XXII, pt.1 (1949), pp. 61—66.

㊲ マラッカ國と明朝との接觸開始の事情を詳しく考えた研究は、注㉖の Wang 教授の論文である。

㊳ 『東方諸國記』などを史料として、十五世紀末のマラッカの交易についてまとめた研究は、M.A.P. Meilink-Roelofsz, *Asian Trade and European Influence in the Indonesian Archipelago between 1500 and about 1630*, The Hague. 1962, pp. 36—88.

㊴ 『明實錄』成化二十一年八月丁未の條參照。

㊵ 撒馬兒罕の明朝への朝貢については、渡邊宏「明代回教諸國朝貢表」『東洋大學アジア・アフリカ文化研究所年報』、一九七一年、一八—二二頁參照。

「東洋史研究」バックナンバー在庫一覧

第二十四卷第三號	＊六〇〇圓	第三十卷第一號	六〇〇圓	第三十三卷第四號	六〇〇圓
第二十六卷第四號	＊八〇〇圓	第三十卷第二・三號	八〇〇圓	第三十四卷第一號	六〇〇圓
第二十七卷第一～三號	各六〇〇圓	第三十卷第四號	八〇〇圓	總目錄	一、〇〇〇圓
第二十八卷第一號	＊六〇〇圓	第三十一卷第一～三號	各六〇〇圓		（＊印殘部僅少）
第二十八卷第二・三號	八〇〇圓	第三十一卷第四號	八〇〇圓		
第二十八卷第四號	八〇〇圓	第三十二卷第一～三號	各六〇〇圓		
第二十九卷第一號	六〇〇圓	第三十二卷第四號	八〇〇圓		
第二十九卷第二・三號	八〇〇圓	第三十三卷第一～二號	各六〇〇圓		
第二十九卷第四號	八〇〇圓	第三十三卷第三號	八〇〇圓		

以上のお申し込みは左記へ
京都市左京區吉田本町
京都大學文學部內
東洋史研究會
振替 京都三七二八番

not. As the official transfer system broke down, the price of the topsoil increased steeply; as the cost of buying back the topsoil became prohibitive relative to the buying power of landlords and peasants in general, the security of tenure of the cultivators was stabilized. According to the conventional theory, topsoil rights were equivalent to permanent tenancy and peasants who had rights to the topsoil enjoyed permament rights to cultivate it. But this is an error. In fact it was only the difficulty of paying back the price of the topsoil which checked the landlords' ability to dispose of the land as they wished.

The Beginning of the Malacca Sultanate

Hisanori Wada

Malacca came under the influence of Islam in the first half of the fifteenth century owing to the activities of Muslim merchants, but it is clear—from the funerary steles of Mansur Shah, 'Ala'u'din, and others, from the coinage issued by Muzaffur Shah, Mansur Shah, and Mahmud Shah, from the designation "King Man-la-hia" 滿剌加國王 which appears in the Ming Veritable Records 明實錄, and from records such as Tome Pires' Suma Oriental—that the emergence of Malacca as a Muslim state took place around the middle of the fifteenth century in Muzaffar Shah's time.

There are different traditions concerning the islamisation of Malacca recorded in the Sejarah Melayu and the Suma Oriental, but neither of them is reporting historical fact, both being compositions dating from the time of the Malacca Sultanate. What both books have to say about the history of Malacca before Muzaffar Shah was, similarly, doctored to accord with viewpoint emphasizing Islamic matters which was characteristic under the Sultanate.

When considering international relations centering on Malacca it is vital to distinguish between the periods before and after Muzaffar Shah. The relations between the kings of Malacca in the first half of the fifteenth century and the Ming court were exceedingly cordial, but after Muzaffar Shah there was an abrupt change to much cooler relations. At the same time Malacca's relations with the Muslim world to the west became much more intimate. When the state of Malacca was established, positive foreign policy under the Yong-le 永樂 emperor was at its zenith, but Ming foreign policy became increasingly negative in subsequent reigns, and one may conclude that Malacca would have had to abandon its policy of reliance on the Ming and seek new alignments. This is why the Malacca Sultanate came into being from Muzaffar Shah's time, and as a result Malacca gradually entered into deeper relations with the Muslim world of the west and passed into a new phase of its history.